

令和3年函審第7号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官永本和寿出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年11月22日08時10分

北海道豊浦漁港南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数	7.3トン	
登 録 長	13.16メートル	3.64メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力		5キロワット
漁船法馬力数	540キロワット	

3 事実の経過

Aは、船体前部に操舵室を配し、同室前部中央に磁気コンパス、右舷側にレーダー、機関遠隔操縦装置及び舵輪、左舷側にGPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ備えたほたて貝養殖漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、養殖施設に浮力調整用の浮玉を取り付ける作業の目的で、船首0.4メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和2年11月22日07時00分豊浦漁港を発し、同漁港南東方沖合約0.5海里に敷設された養殖施設に向かった。

a受審人は、07時05分養殖施設に到着して前示作業を行った後、豊浦漁港西南西方沖合約2海里に敷設された養殖施設に移動して同作業を終え、08時00分同沖合を発進して帰途に就いた。

a受審人は、乗組員を操舵室後方の甲板に待機させ、舵輪後方に立って操船に当たり、レーダーを0.5海里レンジのヘッドアップ表示として作動させて豊浦漁港南方沖合を北上し、08時07分僅か前豊浦港南防波堤南灯台（以下「豊浦灯台」という。）から210.5度（真方位、以下同じ。）1.0海里の地点で、針路を030度に定め、17.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、08時08分半豊浦灯台から211度1,040メートルの地点に達したとき、正船首790メートルのところに、Bを視

認することができ、同船がほとんど動かないことから、漂泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、前方を一見して他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けないで続航し、08時10分豊浦灯台から214度260メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、その船首がBの左舷船尾部に、前方から83度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の西風が吹き、潮候は上げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船尾中央に船外機を設けた和船型FRP製プレジャーモーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、救命胴衣を着用し、船首0.2メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日07時05分豊浦漁港を発し、同漁港南方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、07時15分釣り場に到着して漂泊しながら釣りを始め、約10分に1回の割合で潮上りを繰り返し、08時08分前示衝突地点付近で、船首を西北西方に向け、機関を中立運転として漂泊を始め、船尾の倉口の蓋の上に腰を掛けて釣りを再開した。

b受審人は、08時09分豊浦灯台から214度260メートルの地点で、船首が293度を向いていたとき、左舷船首83度520メートルのところ、Aを初めて視認し、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況を認めたが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、避航を促す音響信号を行わず、Aが更に接近しても機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための

措置をとらずに漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、08時10分僅か前左舷至近に迫ったAに、両手を振って大声を出したものの、効なく、Bは、船首が293度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首外板に擦過傷を、Bは、船外機脱落及び船尾外板に亀裂を伴う擦過傷をそれぞれ生じ、b受審人が右脛骨骨幹部骨折等を負った。

(航法の適用)

本件は、豊浦漁港南方沖合において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、港則法及び海上交通安全法の適用がない海域で発生していることから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなる。

海上衝突予防法には、航行中のA及び漂泊中のB両船の状況に該当する2船間の航法規定がないから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、豊浦漁港南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、豊浦漁港南方沖合において、同漁港に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、前方を一見して他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のBに気付かず、

同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b受審人は、豊浦漁港南方沖合において、釣りのため漂泊中、Aが自船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況を認めた場合、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。ところが、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けてAとの衝突を招き、同船及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年8月25日

函館地方海難審判所

審判官 植松 正